ある場合にあつては法別表第二の陸将補、海将補及び空将補の㈡欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の㈠欄、㈡欄又は㈢欄をいう。以下この項、附則第十項及び附則第十一項において同じ。）における最低の号俸の俸給月額に達しない場合（以下この項及び次項において「現に最低号俸に達しない場合」という。）　現に受けるべき俸給月額からその最低の号俸の俸給月額を減じた額の二分の一に相当する額に支給割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

二　前項第二号に掲げる職員である場合であつて、かつ、第十条第三項各号に定める日において受けるべき俸給月額に百分の九十八・五を乗じて得た額がその者の同日に属していた職務の級又は階級における最低の号俸の俸給月額に達していなかつた場合（以下この項において「最低号俸に達していなかつた場合」という。）　同日において受けるべき俸給月額からその最低の号俸の俸給月額を減じた額の二分の一に相当する額に支給割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

三　前項第三号に掲げる職員である場合であつて、かつ、最低号俸に達していなかつた場合（第五号に該当する場合を除く。）　同項第一号に定める額及び前号に定める額を合算した額

四　前項第三号に掲げる職員である場合であつて、かつ、現に最低号俸に達しない場合（次号に該当する場合を除く。）　同項第二号に定める額及び第一号に定める額を合算した額

五　前項第三号に掲げる職員である場合であつて、かつ、現に最低号俸に達しない場合において、最低号俸に達していなかつた場合　現に受けるべき俸給月額からその者の属する職務の級又は階級の最低の号俸の俸給月額を減じた額の二分の一に相当する額に支給割合を乗じて得た額及び第十条第三項各号に定める日において受けるべき俸給月額からその最低の号俸の俸給月額を減じた額の二分の一に相当する額に支給割合を乗じて得た額を合算した額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

8　附則第六項第一号又は第三号に掲げる職員に該当する職員であつて、第十条第一項から第三項までの規定による特地勤務手当の月額から前二項の規定による額を減じた額が、特地勤務手当上限額（現に受けるべき俸給及び扶養手当の月額の合計額に上限割合（自衛官にあつては百分の二十一を、事務官等にあつては百分の二十五をいう。以下この項において同じ。）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）から、現に受けるべき俸給月額に上限割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額をいう。以下この項において同じ。）を超えることとなるものに対する特地勤務手当の支給に当たつては、前二項の規定にかかわらず、当分の間、当該特地勤務手当の月額から特地勤務手当上限額を減じた額を当該特地勤務手当の月額から減ずる。

9　当分の間、準特地勤務手当の支給を受ける職員が第十条の二第二項に規定する異動等の日（以下「異動等の日」という。）において減額職員であつた場合における当該減額職員に支給すべき準特地勤務手当の支給に当たつては、同条第一項から第三項までの規定による準特地勤務手当の月額から、異動等の日に受けるべき俸給月額に支給割合（同条第二項の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる官署について、自衛官にあつては同表の第三欄に掲げる割合を、事務官等にあつては同表の第四欄に掲げる割合をいう。次項において同じ。）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に百分の一・五を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

10　前項の規定の適用を受ける職員の異動等の日に受けるべき俸給月額に百分の九十八・五を乗じて得た額がその者の属していた職務の級又は階級における最低の号俸の俸給月額に達していなかつた場合におけるその者に支給すべき準特地勤務手当の支給に当たつては、同項の規定にかかわらず、当分の間、第十条の二第一項から第三項までの規定による準特地勤務手当の月額から、異動等の日に受けるべき俸給月額からその最低の号俸の俸給月額を減じた額に支給割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に相当する額を減ずる。

11　附則第九項又は前項の規定の適用を受ける減額職員に対する第十条の二第一項から第三項までの規定による額を減じた額が、その者の同日に属していた職務の級又は階級における最低の号俸の俸給月額に達していなかつた場合（以下この項において「最低号俸に達していなかつた場合」という。）　同日において受けるべき俸給月額からその最低の号俸の俸給月額を減じた額の二分の一に相当する額に支給割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

12　当分の間、減額職員であつて、異動等の日に減額職員以外の職員であつたものに対する第十条の二第一項から第三項までの規定による準特地勤務手当の月額が準特地勤務手当上限額を超えることとなる場合におけるその者に支給すべき準特地勤務手当の支給に当たつては、当該準特地勤務手当の月額から準特地勤務手当上限額を減じた額を当該準特地勤務手当の月額から減ずる。

13　附則第九項から前項までの規定により減ぜられて支給される準特地勤務手当に係る第十条の二第四項の規定の適用については、同項中「準特地勤務手当（附則第九項から第十二項までの規定により減ぜられて支給されるものを含む。）」とする。

14　法附則第七項に規定する政令で定める事項については、一般職に属する国家公務員の例による。

15　第二十一条各号に掲げる若年定年退職者に係る法附則第九項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第二項（防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百二十二号）附則第十六条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する政令で定める俸給月額及び政令で定める額は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる俸給月額及び同表の下欄に掲げる額とする。

職員の区分	俸給月額	額
第二十一条第一号に掲げる若年定年退職者	第二十一条第一号に定める俸給月額	当該俸給月額に百分の一・五を乗じて得た額（当該俸給月額に百分の九十八・五を乗じて得た額が、その者の属していた階級における最低の号俸の俸給月額に達しない場合にあつては、当該俸給月額から当該最低の号俸の俸給月額を減じた額）
第二十一条第二号に掲げる若年定年退職者	第二十一条第二号に定める俸給月額	当該俸給月額に百分の一・五を乗じて得た額（当該俸給月額に百分の九十八・五を乗じて得た額が、その者の属していた階級における最低の号俸の俸給月額に達しない場合にあつては、当該俸給月額から当該最低の号俸の俸給月額を減じた額）